

保育における「動きのリズム」に関する研究

A Study of the Rhythm of Body Movements in Early Childhood Education and Care

田 辺 圭 子*

Abstract

The purpose of this study is to clarify why "Rhythm of Body Movement" was an activity accompanied by music (according to historical notions) and how the concept has evolved to include the relationship between the expression of body and music. From this study it was found that the understanding of the term "Rhythm of Body Movement" has changed. In the beginning, music was used to support bodily movement. Then bodily movement was adjusted to the speed and rhythm of the music.

キーワード：保育／動きのリズム／身体表現／音楽／指針／ Early Childhood Education and Care
／ Rhythm of Body Movement ／ Body movement ／ Music ／ Guideline

1. はじめに

幼児の生活は「動き」との結びつきが深く、身体の動きを通して自分自身を表現しているといっても過言ではない。「身体表現」は幼児の内面を表現し、子ども達の豊かな想像力と創造力を育む点から、その重要性や必要性については誰もが認めるところであろう。しかし、幼児の生活の中であまりにも自然に存在している身体表現を、実際に「身体表現」として保育活動の中にあえて取り出した時に、保育者はそれをどのように扱えばよいのか、そして子ども達とどのように関わればよいのか戸惑いを覚えるようである。

「身体表現」に関する内容は平成元年の幼稚園教育要領改訂により、それまでの「音楽リズム」から、音楽、造形と共に領域「表現」にまとめられた。平成元年の改定¹⁾では、豊かな感情を育て、子ども達が感じたことや考えたことを表現する意欲を養うことが重視され、平成10年の改訂²⁾では豊かな感性や表現する力を養うことを重視されている。しかし、音楽、造形に比べ身体表現は、

前述した身体表現そのものの特性から、意欲や受け止め方を重視するだけでは、子ども達の表現する意欲や表現する力を養うための具体的な方法や内容は見えてこないのではないだろうか。

本研究はその具体的な方法と内容の手がかりとして「動きのリズム」に着目した。「動きのリズム」とは「リズム」という観念的なものを身体運動で表現した「リズムの身体的表現」であり、身体全体を動かす身体運動によってなされる。³⁾ また、「動きのリズム」において、音楽は身体表現を引き起こす衝動となり得るが、「音楽のリズムの身体的直訳」とは異なるものである。⁴⁾ 保育では昭和28年に『幼稚園のための指導書 音楽リズム』で初めて使われ、昭和31年、昭和39年に各々刊行された『幼稚園教育要領』の領域「音楽リズム」と『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』(昭和46年)の中で用いられた。しかし、これまで保育の中では「動きのリズム」を音楽的なものに付随した活動と解釈される傾向があり、それは今でもまだ払拭されていない。⁵⁾ 「動きのリズム」を音楽的なものに付随した活動と解釈されるようになった理由を幼稚園教育要領及び指導書に書かれている「動きのリズム」の身体表現と音楽に関する

* Keiko TANABE
北陸学院大学 人間総合学部 幼児児童教育学科
健康科学、障害スポーツ

る記載を取り上げ、その歴史的変遷を明らかにすることにより解明されるのではないかと考えた。

2. 研究目的

保育における「動きのリズム」の歴史的変遷をたどり、その中で身体表現と音楽がどのように捉えられてきたかについて明らかにし、「動きのリズム」が音楽的なものに付随した活動と解釈された理由を明らかにすることを目的とする。

3. 研究方法

『幼稚園教育要領（昭和31年）』、『幼稚園教育要領（昭和39年）』及びその前後に刊行された『幼稚園のための指導書 音楽リズム』（昭和28年）、『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』（昭和46年）から「動きのリズム」に関する項目を抽出し、身体表現としての記述と音楽に関する記述を取り上げ両者の関係について考察を行う。

4. 結果及び考察

(1) 幼稚園のための指導書 音楽リズム

①『幼稚園のための指導書 音楽リズム』について

『保育要領』が昭和23年3月に刊行された後、保育要領改訂委員会が同年9月に発足し、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』の作成が行われた。しかし、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』が刊行されたのは昭和28年2月であり、保育要領改訂委員会発足から刊行まで約5年の長い年月を要している。本書まえがきには「編集委員会を開くこと前後三十回、小委員会を十五回、動きのリズムのための集まりを二十回開催した」⁶⁾と書かれており、改訂委員会が「動きのリズム」に関する取り扱いに窮したことが推察される。

『幼稚園のための指導書 音楽リズム』は、「まえがき」「I 序論」「II 幼児の音楽リズム指導の目標」「III 幼児の生活と音楽リズムとの関係」「IV 幼児の生理的・心理的発達と音楽リズムとの関係」「V 幼児の音楽経験の指導」から構成されている。序論には、「リズムの指導を実際に行う場合には、すべて身体的表現をとおして実践しなければ、正しく感得することも、またより高い程度への発展も期待されない。」⁷⁾と述べられており、この本が「リズム」という観念的なものの

指導を目指したものであり、その中で幼児のリズム指導における身体表現の重要性を述べていることがわかる。また、「幼児は常にリズムに触れ、リズムに対して模倣性や創造的表現性をもっているのであるから、これを適当に導くなら、音楽と動きのリズムを両者密接な関係において効果的にのぼすことができる。」⁸⁾と書かれており、この本が、『保育要領』では「リズム」と「音楽」として別々に取り扱われていた⁹⁾両者を「音楽リズム」として一体化させた理由が述べられている。

②『幼稚園のための指導書 音楽リズム』における「動きのリズム」

「音楽リズム」に関する具体的な指導内容は「V 幼児の音楽経験の指導」の中で、「1. 聞くこと」「2. 歌うこと」「3. ひくこと」「4. 動きのリズム」の項目に分けて書かれており、ここで初めて保育の中で「動きのリズム」という言葉が用いられることになる。『幼稚園のための指導書 音楽リズム』は、リズム教育としてのリズムカルな身体表現、すなわち「動きのリズム」と「音楽」を密接な関係において行うことを目指して書かれたが、『保育要領』では「音楽」と等価に扱われていた「動きのリズム」が、ここでは音楽経験の指導の1つとして扱われており、「動きのリズム」の位置づけが弱まったのではないかと考えられる。それは、「リズム」の草案者である坂本彦太郎¹⁰⁾が、「音楽と身体的な表現を一体としたものについての研究を始めたのに、音楽の方に傾斜した参考書を作ることで終わってしまった」と述べていることから明らかである。

「4. 動きのリズム」は、「(1) 一般目標」、「(2) 具体的指導目標」、「(3) 動きのリズムの指導」、「(4) 評価」について書かれており、「(1) 一般目標」¹¹⁾として「自由に優美に身体を動かす能力を養う。」ことを掲げている。「(2) 具体的指導目標」¹²⁾には「イ 自分の感じたこと、考えたことを、そのまま身体的なリズムをもって表現する。」「ロ 音楽に反応し、リズム的な動きをもってそれを表現する。」「ハ 大きく伸び伸びとした動きができるようになる。」「ニ 美しい動きを見て美しいと感じるようになる。」「ホ リズミカルな動きを楽しんでするようになる。」といずれも下線実線（筆

者による)のように動き又は身体表現に関する記述であることがわかる。音楽に関する記述は波線(筆者による)の「音楽に反応」するであり、身体表現のための衝動として音楽が用いられている。しかし、「(3) 動きのリズムの指導」の「イ 基礎的指導」¹³⁾には、これらの目標を基にした系統的な指導段階として、速度感・強弱感・拍子感を養うことを主とする場合が書かれており、これらはそれだけを繰り返し行うのではなく、幼児の興味・関心をとらえ、生活の中でそれらの能力を養うように工夫されることを書き加えているが、「(4) 評価」¹⁴⁾には、「ハ 音楽の速度に合わせて歩くことができたか。」「ニ 音楽の強弱に応じて、動きができるようになったか。」「ホ 音楽の拍子に合わせて、動きができるようになったか。」という項目が含まれており、現場保育者がこのような基礎技能にとらわれると、音楽のリズム習得のために動きを用いた音楽指導に関する内容になる可能性があるのではないかと推測される。

(2) 幼稚園教育要領(昭和31年)

①『幼稚園教育要領 昭和31年』について

子どもの自発性を重視する教育に対する批判が強まり、保育現場でもその系統性や計画性を重視する声が高まったため、「保育要領」を改訂し、保育内容を「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に分類した。¹⁵⁾各領域に「望ましい経験」として示す内容を総合的に経験させることとし、系統的に示すことにより、小学校との違いを明示しながら、小学校との一貫性に配慮したものである。¹⁶⁾

②『幼稚園教育要領 昭和31年』における「動きのリズム」

『幼稚園教育要領 昭和31年』の中で、「動きのリズム」は領域「音楽リズム」の中に書かれており、領域「音楽リズム」は「(1) 幼児の発達上の特質」と「(2) 望ましい経験」の各々について具体的な項目があげられている。

「(1) 幼児の発達上の特質」は11項目あげられており、その中で「動きのリズム」に関する記述は「身体的なリズムを通して、周囲の音やリズムを模倣的に表現したり、自分の感じたこと、考え

たことなどを創造的に表現したりする。」であり、「身体的なリズムを通して」表すという「動きのリズム」の特質をきちんと踏まえた記述になっているが、この1項目だけの記載に終わっている。

「(2) 望ましい経験」は、「1. 歌を歌う」「2. 歌曲を聞く」「3. 楽器をひく」「4. 動きのリズムで表現する」に分けられ、各々について具体的な活動が列記されている。しかし、各々に列記されている具体的な活動の数は、「1. 歌を歌う」13項目、「2. 歌曲を聞く」5項目、「3. 楽器をひく」8項目、「4. 動きのリズムで表現する」5項目であり、「動きのリズム」に関する内容に比べ「1. 歌を歌う」「2. 歌曲を聞く」「3. 楽器をひく」に書かれている音楽的な内容が圧倒的に多いことがわかる。

「4. 動きのリズムで表現する」に列記されている具体的な内容は「曲に合わせて歩いたり、かけたりする。」「動物や乗り物などの動きをまねて、身体の動きをする。」「楽器の音に反応して、リズム的な動きをする。」「曲や歌に合わせて、自由にリズム的な動きをする。」「自分の感じたこと、考えたことをそのまま動きのリズムで表現する。」であり、いずれも下線実線(筆者による)のように動きに関する記述である。音楽に関しては下線波線(筆者による)のように『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では「音楽に反応」であった記述が、「楽器の音に反応」するになり、「曲や歌に合わせて」という言葉が新たに用いられている。すなわち、音楽の内容がより具体化され、それに対応する動きが記載されており、音楽に反応するだけでなく、音楽に合わせて活動が加わっている。「曲や歌に合わせて、自由にリズム的な動きをする。」は、「自由にリズム的な動きをする」とあるように曲や歌のリズムに合わせてすることではなく「動きのリズム」を重視して書かれているが、「曲に合わせて歩いたり、かけたりする。」については、音楽が動きを生み出す刺激や動きを補強するものにとらえられればよいが、音楽のリズム習得のために動きを用いた音楽指導に用いられるのであれば、「動きのリズム」本来の目的とは異なる活動になる可能性があるのではないかと考えられる。『幼稚園のための指導書 音楽リズム』同様、領域「音楽リズム」も、音楽に関する内容が大半を占めているため、「曲に合わせて」や「曲や歌

に合わせて」をどのように理解するかによって「動きのリズム」の解釈が変る可能性が考えられる。

(3) 幼稚園教育要領（昭和39年）

①『幼稚園教育要領 昭和39年』について

領域が小学校の教科と同様に扱われたことに対する反省から改訂され、領域別に「ねらい」が定められた。幼稚園教育要領（昭和31年）では、目標から領域を立て、そこに予想される「望ましい経験」を導き出すという考え方に対して、幼稚園教育要領（昭和39年）では、領域をねらいの束、目標群であるという考え方を採用している。¹⁷⁾

②『幼稚園教育要領 昭和39年』における「動きのリズム」

領域「音楽リズム」に属するねらいとして26項目をあげ、それを「1. のびのびと歌ったり、楽器をひいたりして表現の喜びを味わう。」「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」「3. 音楽に親しみ、聞くことに興味を持つ」「4. 感じたこと考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」の4事項にまとめている。「動きのリズム」に関するねらいは、「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう。」が直接該当し、「(1) のびのびと歩いたり、走ったり、とんだりなどして、リズムカルな動きを楽しむ。」「(2) 手を打ったり、楽器をひいたりしながら、リズムカルな動きをする。」「(3) 曲に合わせて歩いたり、走ったり、とんだりなどする。」「(4) 歌や曲をからだの動きで表現する。」「(5) 動物や乗り物などの動きをまねて、からだで表現する。」「(6) リズムカルな集団遊びを楽しむ。」「(7) 友達のリズムカルな動きを見て楽しむ。」の項目には下線実線（筆者による）のような動きに関する記述がされている。音楽に関しては下線波線（筆者による）であり、『幼稚園教育要領（31年）』では「楽器の音に反応」であったものが、「楽器をひく」という子ども自身の活動となり、「反応する」という記述がなくなった。また、『幼稚園教育要領 昭和31年』では「曲や歌に合わせて、自由にリズム的な動きをする。」「曲や歌に合わせて、自由にリズム的な動きをする。」であった内容が「歌や曲をからだの動きで表現する。」に変

っており、「自由にリズム的な動き」が「からだの動き」に変わっただけでなく、表現する目的が、「リズム的な動き」から「歌や曲」に変わることによって、歌や曲の内容や曲想をからだの動きで表す場合や、歌や曲が持っている音楽のリズムをからだの動きで直訳する場合がより強く考えられる。

『幼稚園教育要領 昭和31年』では「4. 動きのリズム」の「(2) 具体的指導目標」に「イ 自分の感じたこと、考えたことをそのまま身体的なりズムをもって表現する。」と書かれていたが、『幼稚園教育要領 昭和39年』では「2. のびのびと動きのリズムを楽しみ、表現の喜びを味わう」ではなく、「4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」の中に「(4) 感じたこと、考えたことを、自由からからだで表現する。」として書かれており、「動きのリズム」に含まれなくなった。また、「4. 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする。」の「(5) 友だちといっしょに、感じたこと考えたことをくふうして歌や楽器やからだで表現する。」のように、『幼稚園教育要領 昭和39年』は『幼稚園教育要領 昭和31年』に比べて子どもたちの内面を自由に表現させることをより強調する活動へと移行しているといえる。

(4) 幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム

①『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』について

『幼稚園教育要領（39年）』の領域「音楽リズム」について指導のねらいや内容、方法などに関する理解を現場が深めることを目指してより具体的に書かれており¹⁸⁾、「まえがき」『第1章 領域「音楽リズム」の意義』、「第2章 幼児の発達」「第3章 指導の具体的なねらい」「第4章 指導上の留意事項」「第5章 経験や活動の例」から構成されている。

②『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』における「動きのリズム」について

「音楽リズム」に関する様々な側面から書かれているため、「動きのリズム」に関して多岐にわたって書かれている。「第2章 幼児の発達」の「1 感覚の発達」には、「動きのリズム」の感

覚が聴覚、視覚、運動感覚を通して発達し、それらの感覚がとらえた外部のものによって刺激され、その衝動が動きのリズムとなって表現されることが述べられている¹⁹⁾。また、同章「2 表現の発達」の「(3) 動きのリズム」について「日常動作のリズム化によって無意識に表現される。」ことや「年齢が進むにつれて遊びの中に動きのリズムパターンが無意識につくられ、これらのリズムパターンをくり返して快感をあげようようになる。」ことが具体例とともに述べられている²⁰⁾。これらは、身体表現における「動きのリズム」に関する的確な説明であり、この点を踏まえて音楽との関係をとらえることが重要であろう。また、「第3章 指導の具体的なねらい」の「4 感じたこと、考えたことなどを音や動きに表現しようとする」では「(5) 友だちといっしょに、感じたこと考えたことをくふうして歌や楽器やからだで表現する。」に、「友だちといっしょに、感じたことや考えたことなどを、いろいろ考え合って歌や楽器や動きのリズムで表現するようにすることをねらっている。」²¹⁾とあり、いっしょにからだを動かすことから始め、これまで経験したことなどを相談して歌や楽器や動きのリズムで表現することを目指しており、「動きのリズム」だけでなく「音楽のリズム」を含めたリズム教育について書かれている。しかし、「第2章 幼児の発達」の「3 情緒的、社会的発達」に含まれている「(1) 情緒の発達」では乳幼児にとってリズムが生命の象徴であり、行動もリズム的表出であるとし、リズムによって表出される情緒が乳幼児にとって大切であることを述べた後、「幼児の発達にとって、音楽はもっとも洗練された情緒体験ということができ。」²²⁾とし、情緒の発達における音楽の役割しか述べられていない。また、「第5章 経験や活動の例」では、音楽に親しむことを目的に、音楽に合わせて自由にからだを動かすことを「動きのリズムをする」ということばで表しており²³⁾、「動きのリズム」における音楽と身体運動の関係を狭義に解釈していることが伺われた。このように、「幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム」は「動きのリズム」に関する的確な説明が随所にみられるものの、全体的には音楽に関する内容の記述が大半を占めている。

まとめ

保育の中で「動きのリズム」は、『幼稚園の指導書 音楽リズム』（昭和28年）で用いられ、『幼稚園教育要領（昭和31年）』と『幼稚園教育要領（昭和39年）』ともに領域「音楽リズム」の中に取り入れられてきた。『幼稚園の指導書 音楽リズム』は、『保育要領』で分けられていた音楽と身体的な表現をリズム教育として一体化することを目指して作られたが、「動きのリズム」が「幼児の音楽経験の指導」の一項目として扱われたことや、「動きのリズム」に比べ、「音楽」に関する内容の方が多など、音楽に傾斜するものに終わってしまった。²⁴⁾それは、『幼稚園教育要領（31年）』、『幼稚園教育要領（39年）』の領域「音楽リズム」についても同様である。

音楽に傾斜した「音楽リズム」の中に含まれている「動きのリズム」であるが、「動きのリズム」として挙げられている身体運動は『幼稚園のための指導書 音楽リズム』『幼稚園教育要領 31年版』『幼稚園教育要領 39年版』『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』のいずれも身体で表現する動き、または「リズム的な動き」や「リズムミカルな動き」「身体的なリズム」など身体表現に関するものであった。

「動きのリズム」に書かれている音楽と動きについて、『幼稚園のための指導書 音楽リズム』では「音楽に反応する」として、身体運動のための刺激としての音楽が書かれているが、『幼稚園教育要領（昭和31年）』では、音楽ではなく「楽器の音に反応」するになり、曲や歌に動きを合わせる活動も加わっている。『幼稚園教育要領（昭和39年）』では、音楽や楽器に「反応する」という記述がなくなり、『幼稚園教育要領（昭和31年）』では「曲や歌に合わせて自由にリズム的な動きをする。」であった内容が『幼稚園教育要領（昭和39年）』では「歌や曲をからだの動きで表現する。」になるなど、表現する目的が、「リズム的な動き」から「歌や曲」に変わり、『幼稚園教育要領（昭和39年）』はより音楽的な内容が加味されたものになっている。それは、『幼稚園教育要領（昭和39年）領域「音楽リズム」に関する現場の理解を深めることを目指して書かれた

『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』の「動きのリズム」に関する記述が、音楽のための身体表現に関する記述になっていることや、「動きのリズムをする」ということばで音楽に親しむことを目的に、音楽に合わせて自由からだを動かすことを表すなど、全体的には音楽に関する記述が中心であることから明らかである。これらをまとめると、音楽と身体の動きを対等なものとして一体化させるために『幼稚園のための指導書 音楽リズム』で最初に作られた「音楽リズム」が、音楽に傾斜するものであったため、それが『幼稚園教育要領（昭和31年）』、『幼稚園教育要領（昭和39年）』、各々の「音楽リズム」と『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』にも引き継がれ、変遷する中で、「動きのリズム」における音楽が、動きを補強するだけでなく、音楽そのものの速度やリズムなど「音楽のリズム」に動きを合わせる内容を含むようになり、音楽のための動きという解釈すなわち音楽に付随したものとしての位置づけが生じたと考えられる。また、「動きのリズム」としての音楽は動きが音楽の従属物となるようなものでなく、身体の動きの表現を支持し、豊かにし、純粹にするために役立ち、音楽をきっかけとしてからだの動きが展開し、時には展開する方便としての音楽²⁵⁾であるが、「動きのリズム」が音楽に付随したものとして解釈されている理由の1つにこのような「動きのリズム」としての音楽について十分理解されなかったことも考えられる。

領域「音楽リズム」が領域「表現」になり、言語、音楽、造形、身体表現について子ども達を感じたことや考えたことを表現する意欲や、豊かな感性や表現する力を養うことを重視される中で「動きのリズム」を取り上げることは歴史に逆行しているように感じられるが、リズムという観念的なものを身体の運動を用いて表すリズム教育としての

「動きのリズム」は子ども達の表現する意欲や、豊かな感性や表現する力を養うための具体的な方法として有効ではないかと考える。

<引用・参考文献>

- 1) 民秋言〔ほか〕『保育資料集 教育要領・保育指針の変遷を中心に』 萌文書房 2004年 p.62
- 2) 同上
- 3) 邦正美 『動きのリズム』 万有出版 1957年 p.49-53
- 4) 同上
- 5) 本山益子〔ほか〕『保育における身体表現—保育学会における1990年以降の研究発表より』「日本保育学会第54回大会研究論文集」 2001年 p.92-93
- 6) 文部省 『幼稚園のための指導書 音楽リズム』 1953年
- 7) 同書 p.1
- 8) 同書 p.1
- 9) 坂元彦太郎『幼児教育原理 (1,2), 近畿大学豊岡女子短期大学通信教育部, 1972年, p.86
- 10) 園山順子 山口茂嘉 「幼稚園教育要領における身体表現の取り扱いの変遷に関する一考察」『日本保育学会研究論文集 第50回大会』1997年 p.908-909
- 11) 文部省, 前掲書, p.20
- 12) 同書 p.21
- 13) 同書 p.21-23
- 14) 同書 p.24-25
- 15) 森上史朗、大豆田啓友、渡辺英則編『新・保育内容講座 保育内容総論』ミネルヴァ書房 2001年 p.42
- 16) 富澤優紀〔ほか〕『保育内容総論』ミネルヴァ書房 1991年 p.165-167
- 17) 富澤優紀〔ほか〕, 前掲書, p.167-169
- 18) 文部省, 『幼稚園教育指導書 領域編 音楽リズム』, チャイルド本社, 1987年, p.1
- 19) 同書, p.6-7
- 20) 同書, p.11
- 21) 同書, p.28
- 22) 同書, p.12-13
- 23) 同書, p.78-80
- 24) 園山順子〔ほか〕 前掲書, p.909
- 25) 邦正美 前掲書, p.49-53